第２号様式

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>担　当　部　課</td><td colspan="2">総務部財政課</td></tr>
<tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">令和５年１１月３０日</td></tr>
<tr><td>業　　務　　名</td><td colspan="2">石油製品の購入（１２月分）</td></tr>
<tr><td>業 務 の 概 要</td><td colspan="2">公用車及び施設で使用する石油製品の購入（単価契約）</td></tr>
<tr><td>契約金額（税込）</td><td colspan="2">別紙による単価契約
（予定金額８００，０００円）
※　単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</td></tr>
<tr><td>契約の相手方</td><td colspan="2">瀬戸旭石油業協同組合</td></tr>
<tr><td rowspan="8">根　拠　規　定</td><td colspan="2">地方自治法施行令第１６７条の２第１項
（該当する□欄に印をつけること）</td></tr>
<tr><td>☑ 第２号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第３号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第５号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第６号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第７号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第８号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第９号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr>
<tr><td>随意契約理由の説明
及び
契約相手方の選定理由</td><td colspan="2">瀬戸旭石油業協同組合は、瀬戸市と尾張旭市の石油業者が設立した協同組合で、一月単位でまとめて請求書で支払いのできる唯一の者である。価格については瀬戸市と尾張旭市が合同で毎月、単価を交渉して契約している。また、尾張旭市内には組合加入のスタンドが３店舗あり、統一単価での購入が給油伝票でできるため利便性も図られている。
これらの理由により、同組合を相手方として随意契約を締結する。</td></tr>
</table>

※　契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部財政課です。

（別紙）

（単位：円）

品 名	規格・品質	単位（ℓ）	単　価 １２月分	備　考
ガソリン	レギュラー	1	154.2	
	ハイオク	〃	164.5	
混合油		〃	204.2	
軽　油	ﾛｰﾘｰ(4kl 以上)	〃	134.9	軽油引取税（32.1 円）を含む。
	ﾄﾞﾗﾑ・店頭	〃	139.9	
白灯油	ﾛｰﾘｰ(4kl 以上)	〃	103.3	
	ﾄﾞﾗﾑ・18 ﾘｯﾄﾙ缶	〃	110.3	
特Ａ重油	ﾛｰﾘｰ(6kl 以上)	〃	113.0	
	ﾛｰﾘｰ(6kl 未満)	〃	116.0	
	ﾛｰﾘｰ(2kl 以下)・ﾄﾞﾗﾑ	〃	119.0	

消費税及び地方消費税の額は含まれません。